

第102回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求株主への交付書面に記載しない事項

- **事業報告**

- 「業務の適正を確保するための体制」

- 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

- **連結計算書類**

- 「連結注記表」

- **計算書類**

- 「個別注記表」

第102期

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

芝浦機械株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制基本方針」として以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、当社グループの倫理方針、行動綱領、法令遵守等を定めた「芝浦機械グループ経営理念」「芝浦機械グループ行動基準」に基づいて、職務を執行する。
- ② 当社の取締役は、分担領域に関し法令等遵守を実現するための体制を構築する権限と責任を有する。
- ③ 当社の取締役会は、定期的に取り締役から職務遂行状況の報告を受けるとともに、法令等遵守に関する必要事項について取締役に随時報告させる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社の取締役は、法令及び「文書保存管理規程」等の規程に基づき、各種会議の議事録を作成保存するとともに、重要な職務執行及び決裁に係わる情報について記録し、適切に保管する。取締役は、これら保管された文書等を常時閲覧できるものとする。
- ② 当社の取締役は、情報の管理について、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護規程」等に基づき対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を任命し、RMOのミッション遂行に必要な事項の審議及び答申を行うリスク管理委員会を設置する。リスク管理統括は、管理部門がこれを行う。また、当社グループのビジネスリスクについては、「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、経営企画部門がこれを統括する。
- ② 当社の取締役は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」及び「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、次の経営の仕組みを通じて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図る。
- ② 当社の取締役は、「取締役会規程」「トップ会議運営要領」等に基づき、取締役会、経営会議、経営戦略会議を運営し、規程等に定める適切な手続きに則って業務の決定を行う。
- ③ 当社の取締役会は、経営の基本方針、当社グループの中期経営計画、年度・半期予算を決定する。
- ④ 当社の取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役は、「組織規程」「業務分掌規程」「役職者責任・権限規程」及び「決裁権限基準」に基づき、従業員の権限、責任を明確化する。
- ⑤ 当社の取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- ⑥ 当社の取締役は、経営戦略会議、経営会議、月次報告会において、当社グループの年度予算、半期予算の達成フォロー、適正な業績評価を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役社長は、継続的な教育の実施等により、従業員に「芝浦機械グループ行動基準」を遵守させる。
- ② 当社のリスクマネジメントオフィサー（RMO）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社グループのコンプライアンス及びリスクに関する施策を立案、推進する。
- ③ 当社の取締役は、内部通報体制を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「芝浦機械グループ行動基準」に明記する。
- ④ 当社の内部監査部門は、従業員の職務の執行状況の適正さを把握し、その改善を図るために、当社グループの内部監査を実施する。

(6) 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社に対し、「芝浦機械グループガバナンス基本方針」に基づく適切な経営管理を行う。
- ② 子会社は、「芝浦機械グループ行動基準」を採択、実施し、各国の事情に応じ内部通報制度を整備する。
- ③ 当社は、子会社の内部統制システムの構築・整備・運用を指導、管理、監視する仕組みを構築し、子会社に推進させる。
- ④ 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「事前協議書」等に基づき、当社に報告が行われる体制を構築する。
- ⑤ 国内子会社は、「芝浦機械グループ監査役監査方針」に基づいた監査役の監査体制を構築する。
- ⑥ 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況及びリスク管理等を含む経営監査を実施し、子会社に対し、必要に応じセルフ・アセスメント・プログラムによる自主監査を実施させる。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社の監査等委員会から業務補助のための監査等委員会スタッフの要請を受けた場合、その人事・処遇について、監査等委員を除く取締役と監査等委員が速やかに意見交換を行う。
- ② 当該従業員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令系統に属さず、監査等委員の指示のもと職務を遂行する。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び従業員は、「監査等委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、必要な事項を監査等委員会に報告する。
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、「監査等委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、定期的に監査等委員会に対して報告を行うとともに、経営、業績に対し重大な影響を及ぼすと思われる事象が発生した場合はその都度、可及的速やかに監査等委員会に対して報告を行う。

- ③ 国内の子会社の監査役は、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査等委員会に報告する。
- ④ 当社の代表取締役社長は、監査等委員に対し経営会議等の監査等委員が必要と考える重要な会議への出席権限を付与する。

(9) 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査等委員会に対する報告等に関する規程」に明記する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役社長は、定期的に監査等委員会と情報交換を行う。
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、従業員は、監査等委員会の要請に応じてヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査等委員会に報告する。
- ③ 当社の内部監査部門は、経営監査に係るセルフ・アセスメント・プログラムの実施結果を監査等委員会に都度報告する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前述の「内部統制基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 当社では、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき任命される、当社グループのリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を取締役が務めている。このRMOのミッション遂行に必要な事項の審議及び答申を行うために設置されたリスク管理委員会を本事業年度において12回開催し、コンプライアンスの徹底等を図り、当社グループのリスクの管理及び低減に努めた。
- ② 当社の取締役会は、いずれも独立役員である社外取締役7名を含む取締役12名で構成されており、うち監査等委員である取締役3名も出席したうえで本事業年度において16回開催され、取締役の職務執行に対する適正な監督機能を果たしている。また、当社の取締役会は、執行役員を選任しており、各執行役員は、代表取締役社長の指揮・命令のもと、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行することで、意思決定の迅速化、業務の効率化に寄与した。
- ③ 子会社については、適切なガバナンスのために定められた「芝浦機械グループガバナンス基本方針」に基づき、事業運営に関して重要事項が生じた場合の事前協議書等に基づく報告体制により、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理を行った。
- ④ 内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき、監査等委員会と連携して事業活動が法令、定款、社内規程等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて、海外子会社を含む当社グループを対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長に報告した。
- ⑤ 監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、インターネット等を経由した手段も活用しながら、月1回開催する定時監査等委員会及び適宜開催する臨時監査等委員会において、監査等委員間の情報共有及び社外取締役・会計監査人との意見交換を通じて把握した会社の状況を基に、適宜提言の取りまとめを行った。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他従業員との対話及び内部監査部門・会計監査人との定期的な情報交換を行い、その監査結果を利用しつつ、取締役・従業員の職務の執行状況を監査した。また、グループ会社の取締役・監査役とオンライン形式も交えて意思疎通及び情報交換を行い、グループガバナンスの強化を図った。常勤監査等委員は、重要書類の閲覧等により取締役・従業員の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議等の重要会議に出席し必要に応じ意見を述べた。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 13社

[主要な連結子会社名]

芝浦機械エンジニアリング(株)、東栄電機(株)、テクノリンク(株)、芝浦セムテック(株)、SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.、SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.、SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED、SHIBAURA MACHINE (THAILAND) CO., LTD.、SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE. LTD.、SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA

- (2) 非連結子会社数 7社

[主要な非連結子会社名]

SHIBAURA MACHINE TAIWAN CO., LTD.、PT. SHIBAURA MACHINE INDONESIA、SHIBAURA MACHINE VIETNAM COMPANY LIMITED

非連結子会社（7社）の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社 ー社

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社数 7社

関連会社数 1社

[主要な非連結子会社・関連会社名]

SHIBAURA MACHINE TAIWAN CO., LTD.、PT. SHIBAURA MACHINE INDONESIA、SHIBAURA MACHINE VIETNAM COMPANY LIMITED

非連結子会社（7社）及び関連会社（1社）の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.、SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD.、SHIBAURA MACHINE (SHENZHEN) CO., LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

5. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

6. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物……………定額法を採用しております。

なお、国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物は定額法、それ以外の建物は定率法によっております。

建物以外……………定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

8. 収益及び費用の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益

収益は、以下の5ステップアプローチに基づき認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務が充足されたときに（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、成形機事業、工作機械事業、制御機械事業およびその他の事業に関わる製品の製造、販売及び保守サービスを行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき測定しております。契約の対価の総額は、すべての製品およびサービスにそれらの独立販売価格に基づき配分され、独立販売価格は、類似する製品又はサービスの販売価格やその他合理的に利用可能な情報を参照して算定しております。

製品を顧客に移転する前に顧客から対価を受け取る場合、顧客から対価を受け取った時から契約当初において予定された移転時点までの期間が1年を超える場合においては、重要な金利要素の影響を調整しております。

なお、製品の販売における顧客との契約には製品が合意された仕様に従っていることを保証する条項が含まれており、当社および連結子会社は、この保証に関連する費用に対して製品保証引当金を認識しております。

①成形機事業

成形機事業は、射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機の製造、販売および保守サービスを行う事業であり、顧客との売買契約において、受注した製品を製造し引き渡すとともに、顧客に当該製品を用いた生産活動を可能にさせる義務を負っております。

各製品の販売は通常、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引き渡し、検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

②工作機械事業

工作機械事業は、工作機械（大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤など）、超精密加工機などの製造、販売および保守サービスを行う事業であり、顧客との売買契約において、受注した製品を製造し引き渡すとともに、顧客に当該製品を用いた生産活動を可能にさせる義務を負っております。

各製品の販売は通常、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引き渡し、検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

③制御機械事業

制御機械事業は、産業用ロボット、電子制御装置などの製造、販売および保守サービスを行う事業であり、顧客との売買契約において、受注した製品を製造し引き渡す義務を負っております。

各製品の販売は通常、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引き渡した時点で顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

(2) その他の収益

不動産賃貸取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、賃貸借期間にわたり収益を認識しています。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理しております。

10. ヘッジ会計の方法

為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

11. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しておりますが、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(貸借対照表計上額) 557百万円、繰延税金負債(貸借対照表計上額) 3,194百万円
(相殺前の繰延税金資産 3,887百万円、相殺前の繰延税金負債 6,524百万円)

(2) その他の情報

①算出方法

将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金のうち未使用のものに対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積もり、算定しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得は、グループ各社における翌期の事業計画を基礎としており、当該事業計画は、各製品ごとの受注残高の発現時期および翌期の受注状況を予測し、作成しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である受注残高の発現時期および受注状況の予測は、地政学的リスクによる想定を超えた一部製品の販売台数の減少および販売価格の下落や世界各国における景気低迷やインフレ、金融引き締めなど、将来の不確実な経済状況の影響による見積りの不確実性を伴うため、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 57,299百万円
有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額514百万円を含んでおります。
2. 保証債務
金融機関等に対する支払保証

Wells Fargo Equipment Finance	426百万円
TM Acceptance Corp.	94百万円
Huntington National Bank	28百万円
計	548百万円
3. コミットメントライン契約
当社は、資金調達の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えることを目的として、取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	10,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	10,000百万円
4. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	4,781百万円
売掛金	19,235百万円
契約資産	3,363百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
- 普通株式24,820,406株
2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年 5 月13日取締役会	普 通 株 式	1,691	70.00	2024年 3 月31日	2024年 6 月 3 日
2024年11月12日取締役会	普 通 株 式	1,654	70.00	2024年 9 月30日	2024年12月 3 日
計		3,345			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年5月12日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。
- ① 配当金の総額1,654百万円
- ② 配当の原資利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額70.00円
- ④ 基準日2025年3月31日
- ⑤ 効力発生日2025年6月9日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	27,381	27,372	△9
(2) 投資有価証券	11,198	11,198	－
資産計	38,579	38,570	△9
デリバティブ取引（*2）	0	0	－

（*1）「現金及び預金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（*3）為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該金銭債権債務の時価に含めて記載しております。

（*4）市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額556百万円）は、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	11,198	－	－	11,198
デリバティブ取引	－	0	－	0
資産計	11,198	0	－	11,198

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	27,372	－	27,372
資産計	－	27,372	－	27,372

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、短期で決済されるものを除き、一定の期間ごとに区分した債権ごとに信用リスクを加味した受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、神奈川県において賃貸用の物流施設等（土地を含む）を有しております。

2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△770百万円（賃貸収益は売上高および営業外収益に、賃貸費用は売上原価および営業外費用に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び当連結会計年度末の時価は、次のとおりです。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
10,371	△440	9,930	25,699

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当連結会計年度増減額のうち、主な増減額は減価償却（472百万円）による減少です。

（注3）当連結会計年度末の時価は、主として土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて算定した金額、建物等の償却資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としています。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度における仕向地別（外部顧客の所在地別）に分解された売上収益および分解された売上収益と各事業の売上収益の関係は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	成形機	工作機械	制御機械	その他 (注1)	合計
日本	18,680	10,667	7,490	1,479	38,318
米国	9,758	3,592	35	—	13,386
中国	84,155	4,019	237	—	88,413
その他アジア	20,895	1,789	291	22	22,998
その他地域	3,623	1,239	57	4	4,925
顧客との契約から生じる収益	137,113	21,308	8,112	1,506	168,042
その他の源泉から生じる収益（注2）	—	—	—	148	148
外部顧客への売上高	137,113	21,308	8,112	1,655	168,191

（注1）「その他」の区分は、材料加工、環境測定等の事業であります。

（注2）「その他の源泉から生じる収益」は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づくリース収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 8. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	28,720	24,017
契約資産	1,634	3,363
契約負債	75,070	36,353

契約負債は、主に製品代金にかかる顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものは57,537百万円です。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間別の内訳は、以下のとおりであります。

1年以内	82,039百万円
1年超2年以内	16,989百万円
2年超3年以内	10,411百万円
3年超	37百万円
合計	109,477百万円

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,958円36銭
1株当たり当期純利益	529円56銭

個 別 注 記 表

重要な会計方針に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品…主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物………定額法を採用しております。

建物以外………定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益

収益は、以下の5ステップアプローチに基づき認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務が充足されたときに（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、成形機事業、工作機械事業、制御機械事業およびその他の事業に関わる製品の製造、販売及び保守サービスを行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき測定しております。契約の対価の総額は、すべての製品およびサービスにそれらの独立販売価格に基づき配分され、独立販売価格は、類似する製品又はサービスの販売価格やその他合理的に利用可能な情報を参照して算定しております。製品を顧客に移転する前に顧客から対価を受け取る場合、顧客から対価を受け取った時から契約当初において予定された移転時点までの期間が1年を超える場合においては、重要な金利要素の影響を調整しております。

なお、製品の販売における顧客との契約には製品が合意された仕様に従っていることを保証する条項が含まれており、当社は、この保証に関連する費用に対して製品保証引当金を認識しております。

① 成形機事業

成形機事業は、射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機の製造、販売および保守サービスを行う事業であり、顧客との売買契約において、受注した製品を製造し引き渡すとともに、顧客に当該製品を用いた生産活動を可能にさせる義務を負っております。

各製品の販売は通常、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引き渡し、検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

② 工作機械事業

工作機械事業は、工作機械（大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤など）、超精密加工機などの製造、販売および保守サービスを行う事業であり、顧客との売買契約において、受注した製品を製造し引き渡すとともに、顧客に当該製品を用いた生産活動を可能にさせる義務を負っております。

各製品の販売は通常、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引き渡し、検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

③ 制御機械事業

制御機械事業は、産業用ロボット、電子制御装置などの製造、販売および保守サービスを行う事業であり、顧客との売買契約において、受注した製品を製造し引き渡す義務を負っております。

各製品の販売は通常、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引き渡した時点で顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

(2) その他の収益

不動産賃貸取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、賃貸

- 借期間にわたり収益を認識しています。
6. ヘッジ会計の方法
為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金負債(貸借対照表計上額) 2,936百万円
(相殺前の繰延税金資産 2,386百万円、相殺前の繰延税金負債 5,322百万円)

- (2) その他の情報

①算出方法

将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金のうち未使用のものに対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、算定しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得は、当社における翌期の事業計画を基礎としており、当該事業計画は、各製品ごとの受注残高の発現時期および翌期の受注状況を予測し、作成しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である受注残高の発現時期および受注状況の予測は、地政学的リスクによる想定を超えた一部製品の販売台数の減少および販売価格の下落や世界各国における景気低迷やインフレ、金融引き締めなど、将来の不確実な経済状況の影響による見積りの不確実性を伴うため、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 45,853百万円
有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額53百万円を含んでおります。
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 6,678百万円 |
| 長期金銭債権 | 3,793百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,186百万円 |
3. コミットメントライン契約
当社は、資金調達の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えることを目的として、取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末における借入未実行残

高は次のとおりであります。
コミットメントラインの総額
借入実行残高
差引額

10,000百万円
－百万円
10,000百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	11,611百万円
仕入高	12,921百万円
営業取引以外の取引高	2,656百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

1,189,353株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、製品保証引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額、固定資産圧縮積立によるものです。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等
該当する事項はございません。

2. 子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	芝浦機械 エンジニアリング(株)	所有 直接 100.0%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	1,226	受 取 手 形 売掛金及び 契 約 資 産	324 263
子 会 社	東栄電機(株)	所有 直接 100.0%	東栄電機(株)製品・部品の 購入	製品・部品の 購入 (注1)	6,577	買 掛 金	503
子 会 社	SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.	所有 直接 100.0%	当社部品の販売	部品の販売 (注1)	463	売掛金及び 契 約 資 産	217
			技術使用契約の締結	技術使用料の 受取 (注3)	17	売掛金及び 契 約 資 産	31
			SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD. 製品・部品の購入	製品・部品の 購入 (注1)	2,804	買 掛 金	158
子 会 社	SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接 100.0% 間接 0.0%	技術使用契約の締結	技術使用料の 受取 (注3)	115	売掛金及び 契 約 資 産	36
			資金の援助	利息の受取 (注2)	22	短期貸付金	864
子 会 社	SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED	所有 直接 98.8% 間接 1.2%	技術使用契約の締結	技術使用料の 受取 (注3)	47	売掛金及び 契 約 資 産	29
			役員の兼任	増資の引受 (注4)	1,385	—	—
			資金の援助	資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2)	905 298	短期貸付金 長期貸付金 未 収 入 金	322 3,381 68
子 会 社	SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	1,059	売掛金及び 契 約 資 産	162
子 会 社	SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA	所有 直接 100.0%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	7,462	売掛金及び 契 約 資 産	3,696

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 取引価格その他の取引条件につきましては、一般的取引条件を勘案して協議の上、決定しております。

(注2) 貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 技術使用料につきましては、締結した契約及び移転価格ポリシーに基づき決定しております。

(注4) 増資の引受につきましては、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

3. 兄弟会社等

該当する事項はございません。

4. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 の 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
役 員	坂元 繁友	(被所有) 直接 0.1%	当社 代表取締役社長 社長執行役員	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分 (注)	19	－	－
役 員	大田 浩昭	(被所有) 直接 0.0%	当社 代表取締役 専務執行役員	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分 (注)	12	－	－

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,941円46銭
1株当たり当期純利益	494円04銭